

(2) 平成30年8月28日に審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人等の主張の概要

文書にも書いたとおり、本来なら別々に生活したいが、経済的にできないから一緒に住んで家族みんなでがんばっているのに、所得制限限度額を少し超えただけで、支給が止められた。不正な受け取り方をしている人は何も言われないのに、真面目にやっている審査請求人は支給を止められた上、生計が別である証明を求められるのは納得できない。

世帯別に家計は完全に分けている。審査請求人は、給料とボーナスの半分を食費と光熱費に当てるため〇〇に渡しているが、それを証明する書類はない。一軒家としてのやり繰りは〇〇に任せている。〇〇は、審査請求人から受け取ったものと他の収入を一体のものとして食費や光熱費を支出している。〇〇は、審査請求人から受け取ったお金について名前と金額を家計簿に記載しているが、他の事項も記載しているので写しの提出はできない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

審査請求人は、住民票上の世帯は分離しているが、同一住所地に民法(明治29年法律第89号)上の扶養義務者である〇(〇〇〇)、〇(〇〇〇〇〇)、〇(〇〇〇)及び〇(〇〇〇〇〇)と同居していることが、住民基本台帳上確認できる。

弁明書に添付されている児童扶養手当現況届(平成29年度)(以下「現況届」という。)及び課税台帳を確認すると、扶養義務者の中で〇の所得は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)(以下「令」という。)第4条第1項及び第2項に基づく計算により2,362,400円となり、令第2条の4第8項に規定する2,360,000円を超えている。

審査請求人は、反論書の中で同居人はそれぞれ別で生計を立てているが、それを客観的に証明する書面等はない旨述べている。

上記の事実を法第10条、令第2条の4第8項、「児童扶養手当の業務運営上留意すべき事項について(昭和60年10月9日付児企第34号厚生省児童家庭局企画課長通知)」及び児童扶養手当事務処理マニュアル(平成29年

8月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室扶養手当係通知。(以下「マニュアル」という。))に当てはめると、扶養義務者の所得により全部支給停止となり、本件処分について違法又は不当な点は認められない。

以上の通り、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年6月21日	諮問書の受領
平成30年6月28日	第1回審議
平成30年6月29日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月18日 口頭意見陳述申立期限：7月18日
平成30年7月5日	審査請求人の口頭意見陳述申立書を受領
平成30年7月27日	第2回審議
平成30年8月28日	口頭意見陳述の実施及び第3回審議
平成31年3月25日	第4回審議
平成31年4月18日	第5回審議
令和元年5月30日	第6回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 児童扶養手当法

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 (略)

3 この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に

対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二・三 (略)

2・3 (略)

第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(中略)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。

(2) 児童扶養手当法施行令

第1条の2 法第4条第1項第一号ホに規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一―三 (略)

四 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)によらないで懐胎した児童

五 (略)

第2条の4 (略)

2―7 (略)

8 法第10条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、236万円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
一人	二、七四〇、〇〇〇円
二人以上	二、七四〇、〇〇〇円に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円を加算

	した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族一人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人につき)六〇、〇〇〇円を加算した額)
--	---

(3) 児童扶養手当の業務運営上留意すべき事項について

児童扶養手当支給事務については、日頃より、各都道府県及び市町村の格別の御配慮、御協力を煩わせているところであるが、今般、総務庁事務次官より当省事務次官あて「児童扶養手当の業務運営に関する地方監察結果」が通知され、改善を要する事項の指摘が別添のとおりなされたので、次の事項に十分御留意の上、支給事務の適正な運営につき遺憾なきを期されたい。

なお、市町村(特別区を含む。)に関連のある事項については、管下市町村に対し、十分指導されたい。

1 (略)

2 (1) (略)

(2) 受給資格者たる母に係る扶養義務者等の所得審査については、住民票上同一世帯にある者のほか、生計同一の実態が想定される扶養義務者等について、受給資格者との生計関係を十分調査し、受給資格者と当該扶養義務者等との生計同一関係が認められる場合には、当該扶養義務者等の所得状況の把握を図ることとされたいこと。

3-5 (略)

(4) 児童扶養手当事務処理マニュアル(抜粋)

第2章 児童扶養手当制度の解説

II 用語の説明

10 生計を同じくする

生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。一時出稼や入院等のように一時的に別居している場合であっても社会通念上生活に一体性が認められれば、生計同一関係を認めるべきである。

生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。

例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として

- ①税法上の扶養親族
- ②住民票の分離
- ③公共料金
- ④生活の共用部分

⑤健康保険の扶養

⑥家賃の第三者を介した契約

が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。

○ 判断するに当たっての留意点

生計同一関係にないことを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい。

なお、上記の②、③、④の事項について、判断する上での留意点を示したので、ご参考とすること。

1 住民票が分離していること

- ・ 住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。
- ・ 住民票が同じであっても、
 - ① 2世帯住宅のように例えば「1階に母の扶養義務者、2階に母子」又は「1階に父の扶養義務者、2階に父子」がそれぞれ分かれて居住している場合
 - ② 母子が母の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住している又は父子が父の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住している場合
 - ③ 団地、マンション、アパートの居住者で母の扶養義務者と別の部屋、建物等に母子と母の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている又は父の扶養義務者と別の部屋、建物等に父子と父の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている場合
 - ④ 事情により扶養義務者が居住していない場合

などの場合が考えられるので、住民票と実態が異なる場合の申立書を提出させること。

2 公共料金（電気、ガス、水道料金等）

- ・ 本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているかどうか、領収書やメーターが別々であることを確認すること。

ただし、メーターを別にする費用が多額なため、別々にできない場合もあるので留意すること。（特に水道料金は建物の構造上メーターが一つになっている事情を考慮すること。）この場合、扶養義務者と折半していることを証明できる書類、メーター等が別々にできないことの申立書を提出させること。

また、本人と扶養義務者がそれぞれの名義で契約している場合であっ

ても、契約の状況のみでなく、その使用状況も含めて確認すること。

3 生活の共用部分

①同一敷地内の家屋の場合

住居の見取り図から玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。その際、互いのスペースに入らずに生活できることが可能であるかどうかみること。例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一関係にないと判断できる材料となる。

また、同一敷地内でも、2世帯住宅や離れの場合は生計が別々で独立して生活していることの申立書を提出させること。

②同一敷地外の家屋の場合

同一敷地外であったとしても、例えば「母子が道路を隔てたところに居住し、公共料金が一つであるなど、母の扶養義務者との生活に交流がある場合」又は「父子が道路を隔てたところに居住し、公共料金が一つであるなど、父の扶養義務者との生活に交流がある場合」、生計同一であると判断される材料となること。

4 その他

・本人から提出された書類（住居の見取り図、光熱水費の領収書、賃貸契約書の写し、生計同一関係にない申立書等）だけでは、実態と異なる場合が多々あるので、必ず実態調査をした上で、総合的に判断されたい。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録等）によれば、下記の事実が認められる。

- (1) 平成25年5月、処分庁は、審査請求人の手当の受給資格を認定した。
- (2) 平成29年8月14日付けで、審査請求人は現況届を処分庁に提出した。
- (3) 処分庁は、現況届の受付時、審査請求人と同居している人物について〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であることを審査請求人より聴取した。
- (4) 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に現住所に住民登録し、現況届の審査時点において住民票上、(3)に記載する人物と同住所であり、このうち、世帯を分離しているが、〇〇〇〇〇〇〇〇は民法第877条第1項に規定する扶養義務者に該当する。
- (5) 審査請求人は、同居人と生計を別にしている確実な証拠の提出や、その旨を説明する具体的な申立てを行わなかった。また、客観的に生計を別にしていると判断される材料もなかったため、処分庁は、上記1の規定及びマニュアル等の手順により、審査を行った。
- (6) 平成29年10月16日、処分庁は審査請求人に対し、本年の支給区分を「支給停止」とし、支給停止理由を「扶養義務者の平成28年中の所得

額（法定控除後）2,362,400円が所得制限限度額2,360,000円（扶養親族等0人）を超えている為。」とする児童扶養手当現況届審査結果通知を行った。また、同日、支給停止の期間を「平成29年8月から平成30年7月まで」とし、備考に「平成28年中の所得額（法定控除後）が2,362,400円で、扶養親族等0人の場合の所得制限限度額2,360,000円以上のため。」と記載した児童扶養手当支給停止通知を行った。

(7) 審査請求人は、平成29年10月25日付けの審査請求書を提出した。

3 判断

(1) 諮問書の添付書類によれば、住民票上は審査請求人は子と2人世帯であり、手当の受給資格者であることが認められる。

法に基づき支給される手当は、法第9条から第15条において、支給の制限に関する規定があり、受給資格者等の前年の所得について、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令に定める額以上であるときは、手当を支給しないものとされている。

審査請求人が処分庁に提出した現況届によれば、審査請求人の所得額は1,837,200円であり、扶養親族が1人であるときの手当の一部支給の所得制限限度額である2,300,000円を超えていない。

しかし、法第10条において、父又は母に対する手当の場合、その父又は母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父又は母と生計を同じくするものの前年の所得について、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令に定める額以上であるときは、手当を支給しないものとされている。

上記1及び2に基づき、本件についてみると、審査請求人と同居している○(○○○)、○(○○○○○)、○(○○○)及び○(○○○○○)が所得額による支給制限の対象となる審査請求人の扶養義務者であることが確認できる。

(2) そこで、審査請求人の扶養義務者で、審査請求人と生計を同じくするものの前年の所得について検討する。

ア 審査請求人は、第2の1にあるように、○と同居していることを認めており、○は、審査請求人の民法上の扶養義務者に当たることが認められる。審査請求人が処分庁に提出した現況届によれば、審査請求人の○の所得額は2,362,400円であり、扶養親族が0人であるときの所得制限限度額である2,360,000円を超えている。

イ 次に、審査請求人の○について、審査請求人と生計を同じくするものであるかどうかについて検討する。

マニュアルでは、「生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば

ば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。」と示されている。また、生計同一関係にないと解される可能性がある事例の一つとして、住民票の分離が例示されており、住民票が分離されている場合であっても「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料になること。」と示されている。

手当の支給事務にあたり、処分庁は厚生労働省が作成したマニュアルに従って判断している。マニュアルは、円滑な手当事務に資するよう、それまでに示した各種通知における留意点、認定等に当たっての解釈等について同省が整理し、まとめたものであり、法を所管する同省が手当制度の運用について示したものと認められ、当該制度が全国的に統一的な取扱いを行う必要があるものであることから、処分庁が関係法令のほかマニュアルを判断に用いることには合理性があると認められる。

本件についてみると、審査請求人と上記２（３）に記載する人物の住民票は、分離されているが住居表示の番地が同じであることが認められる。このような場合、例外的に生計同一関係にないと認めるには申請者が確実な証拠の提出を行う義務があると考えられるが、審査請求人から、処分庁に対し、同居人と生計を別にして確実な証拠の提出はなく、何らかの主張・立証を行ったとは認められない。

また、当審査会において、審査請求人からの申立てに基づき、口頭による意見を述べる機会を設けた際、同居人と生計を別にして証明書等の存在について確認したが、その点については明確な説明はなく、また、証明できる可能性がある書面について任意の提出を促したにも関わらず、提出されなかった。

ウ 上記ア及びイから、処分庁が審査請求人の○を審査請求人と生計を同じくするものとして、所得額による支給制限の対象となる審査請求人の扶養義務者とした判断に不合理な点はないものと解する。

(3) 以上のことから本件処分は違法又は不当であると認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第４部会

委員（部会長） 松村 信夫

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇